

令和5年2月 太子町農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和5年2月8日（水）午後1時30分～午後1時50分
2. 開催場所 太子町役場3階 第1会議室
3. 出席委員：1番 吉田委員 2番 松井均委員 3番 松井登志文委員
4番 松本委員 5番 中辻委員 6番 中尾委員
7番 三浦委員 8番 植木委員 9番 内田委員
10番 早瀬委員 11番 小路委員 12番 内藤委員
13番 川端委員 14番 五十川委員 15番 角田委員
16番 谷内委員 17番 金谷委員
4. 欠席委員： なし
5. 議事日程
議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件
議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件
報告第1号 農地法第4条第1項第7号に係る届出受理報告の件
報告第2号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件
6. 事務局職員
事務局長 木下 明紀
事務局 仲村 将樹
高木 俊秀
7. 署名委員 三浦委員 植木委員

8. 議事録

【事務局長】

ただ今より、令和5年2月の定例会を開会します。

それでは、会長より、ご挨拶をいただきます。

【会長】

(あいさつ)

【事務局長】

ありがとうございました。

本日、全員出席で、定数に達しておりますので、本日の定例会は成立しております。それでは太子町農業委員会に関する規程第6条により、会長に議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、本日の議事録署名委員について、私から指名いたします。

三浦委員、植木委員 よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。なお、議案書を事前送付しておりますので、コロナ対策も兼ねまして、スムーズな議事の進行に、ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第1号 農用地利用集積計画に対する審議の件は3件です。議案書の1ページ1番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は吉田委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【吉田委員】

1月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子町南交差点南側の農地で、現在はレモンと桃を栽培されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、令和元年より利用権設定を行い農地を借りられておりましたが、今回賃借設定期間の満了に伴い、再度継続して利用権の設定をされるものです。以上です。

【事務局】

続きまして議案書の1ページ2番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は松井登志文委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【松井登志文】

1月28日に事務局と現地確認しました。

場所は、春日大平地区の農地で、みかん園の入口から約300m西側です。現在はぶどう栽培がされている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、大阪中央卸売市場・北部市場で野菜や果物の仲卸業を行っている借り手が、自身も果樹を栽培したいと農地を探されており、松井登志文委員に仲介いただき、利用権の設定をされるものです。以上です。

続きまして議案書の1ページ3番をご覧ください。(議案書説明)

現地確認は吉田委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【吉田委員】

1月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、大阪芸術大学の裏手の農地で、現在はぶどう栽培がされている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、対象農地の斜面がきつく、高齢でぶどう園の栽培が困難になってきた貸し手が、知り合いのぶどう農家である借り手に賃借の相談を行い、利用権の設定をされるものです。以上です。

【会長】

議案第1号について何か質問はありませんか。

無いようですので、議案第1号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の2番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第1号の3番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

それでは議案第2号について、事務局より説明を求めます。

【事務局】

議案第2号 農地法第3条に係る許可申請の件は2件です。議案書の2ページ1番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は、三浦委員にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【三浦委員】

1月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、太子温泉から約300m西側の農地で現在は保全管理されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

本件は、町内で足場工事等の土木業を行う譲受人が、事業の中で農業経営を行うものとして、所有権移転されるものです。

続きまして、議案書の2ページ2番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は、金谷会長にお願いしました。ご説明よろしく願いいたします。

【会長】

1月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、広域農道に面した後屋池の北側の農地で、現在は保全管理されている状態

です。以上です。

【事務局】

ありがとうございました。

先ほどと同様の譲受人ですが、農地の取得面積が1番と2番合わせて2,000 m²を越えており、また農機具の所有状況等より、農地法3条の要件を満たし、農地の取得するものといたします。

【会長】

無いようですので、議案第2号の1番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

続きまして、議案第2号の2番について採決いたします。本件について、承認される方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

賛成多数と認めます。

それでは報告第1号について、事務局より説明を求めます

【事務局】

報告第1号 農地法第4条第1項第7号に係る届出受理報告の件は1件です。議案書の3ページ1番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は三浦委員にお願いしました。ご説明よろしくお願ひいたします。

【三浦委員】

1月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、サンプラザから約100m東側の土地で、現在は駐車場として使用されている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、既に駐車場となっており、農地転用手続きが必要であることを知らずに以前から駐車場として使用されております。今後は農地法を遵守する旨、始末書を提出いただいています。よろしくお願いします。

【会長】

報告第1号について何か質問はありませんか。

無いようですので、報告第2号について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

報告第2号 農地法第5条第1項第7号に係る届出受理報告の件は2件です。議案書の4ページ1番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は松井均委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【松井均委員】

1月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、磯長小学校の北側青少年グラウンドのすぐ東側の農地で、現在は雑木が生えている状態です。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、譲渡人が農地を相続したものの、東京にお住まいで太子町に来ることもなく、農地の維持が困難である為、いところで町内に住む譲受人へ売買するものです。売買後は雑種地として、太陽光パネル等の土地活用を検討していく予定です。よろしくお願いいたします。

続きまして議案書の4ページ2番をご覧ください。（議案書説明）

現地確認は松井均委員にお願いしました。ご説明よろしくお願いいたします。

【松井均委員】

1月26日に事務局と現地確認しました。

場所は、聖和台集会所の約100メートル西側の農地で、現在は保全管理されています。以上です。

【事務局】

ありがとうございます。本件は、住宅建築の為、譲受人へ売買するものです。よろしくお願いいたします。

【会長】

報告第2号について何か質問はありませんか。
全体を通して何か質問はありませんか。

【三浦委員】

冒頭あいさつの、畑の農地の件ですが、取り消しできるのではないですか。

【会長】

農地の貸し借りでしたら、取り消しできますが、今回は所有権が変わっているので、取り消しはできません。

【三浦委員】

確かできたと思うので、調べておいてください。

【事務局】

わかりました。

【会長】

次に、その他案件として事務局より何かありますか。

【事務局】

- ・令和5年度農業委員会定例会の日程について
- ・令和4年度農業委員会報酬の支払いについて
- ・令和5年度より農地法3条面積要件撤廃について
- ・地域計画のスケジュールについて

【会長】

他にございませんか。

それでは、本日の案件はすべて終了しました。

次回の定例会は 3月 8日 水曜日

時間は午後1時30分からこの場所で開催します。

以上で、2月の定例会を閉会します。

署名委員

署名委員